

持続的な農業生産活動の体制整備

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 15 年度
協定参加者	32 名（農業者 20 名）
協定面積	12.2ha（田・緩傾斜 1/100）
管理水路・農道の長さ	水路 2.6km（81.3m/人），農道 3.2km（100m/人）
交付金額（H30）	約 98 万円（10 割単価・個人分配率：50%）



適正に管理された法面



農道の草刈りの実施

2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の草刈を年4 回実施 ・農地の保全管理を年3 回実施 ・水路 2.6km 年 1 回清掃，4 回草刈り ・農道 3.2km 年 1 回清掃，4 回草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観作物（そば）の作付 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止対策 防護柵の設置 ・親元就農をした農業者が活躍しており，地域で後継者を育成している。

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は特定農山村地域に指定されるなど農業生産活動に不利が生じている地域で，農業者の高齢化や，農業生産活動の維持が困難となっている農用地が発生している状況であったため，平成 15 年度から取り組みを開始した。

4 特徴的な取組

- ・ 農業者の高齢化が進む中、定期的に共同の管理作業を実施することにより、適切な農地の維持・保全に努めている。
- ・ 防護柵を設置し鳥獣被害防止対策に取り組んでいる他、耕作が困難となった農地について、農業法人を含む集落内外の担い手と連携を図り、農業生産活動を持続する体制を構築している。
- ・ 親元就農により新規就農した農業者を担い手と捉え、高齢化等の問題により維持管理が難しくなってきた農地を積極的に集積している。



水路の泥上げの実施



水路の草刈の実施



景観作物（そば）の作付



鳥獣防護柵の設置

5 取組の成果・効果

- ・ 共同活動に取り組むことで、用水路や農道などが適正に維持されている他、良好な農村景観が図られている。
- ・ 防護柵を設置することにより、イノシシによる被害が軽減し、農業者の耕作意欲の低下防止が図られている。
- ・ 将来にわたり農業生産活動が可能となるよう、集落内外と連携を図り生産体制の構築が図られている。

おおがいしゅうらく

大貝集落（大子町）

美しい田園風景の保全

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 22 年度	協定参加者	4 名（農業者4 名）
協定面積	1.21ha （田・急傾斜 1/15）	管理水路・農道の長さ	水路 0.4km（100m/人） 農道 0.5km（125m/人）
交付金額（H30）	約 25 万円（10 割単価・個人分配率：50%）		

2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜の農地法面の草刈を実施 農地の清掃を年 1 回，草刈を 4 回実施 水路の年 4 回清掃，草刈りを実施 農道の年 4 回清掃，草刈りを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 景観作物の作付 堆厩肥の施用 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害防止対策 防護柵の設置 「わらぼっち」の設置による古き良き農村景観の保存

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 本地域は，振興山村，特定農山村，過疎地域に指定されるなど農業生産活動に不利が生じている地域で，農業者の高齢化や，平坦地と比べ生産条件の格差が大きく，これらを補正する取り組みが必要であったため，平成 22 年度から取り組みを開始した。

4 取組の成果・効果

- 共同活動に取り組むことで，用水路や農道などが適正に維持されている。
- 防護柵の設置によりイノシシによる被害が軽減し，農業者の耕作意欲の低下防止が図られている。
- 将来にわたり農業生産活動が可能となるよう集落内外と連携し，生産体制の構築が図られている。



適正に管理された農地



「わらぼっち」の設置

共同で守る田園風景

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度	協定参加者	28 名（農業者 28 名）
協定面積	4.15ha （田・小区画・不整形田）	管理水路・農道の長さ	水路 0.63km（22.5m/人） 農道 0.62km（22.1m/人）
交付金額（H30）	約 27 万円（8 割単価・個人分配率：50%）		

2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の草刈りを年 2 回実施 ・水路の年 1 回清掃，1 回草刈り ・農道の年 2 回清掃，2 回草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺林地の下草刈りを年 2 回実施（400 m²） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止対策 電気柵（2 段）を 500m 設置 ・農業後継者が就農できるような環境整備に取り組んでいる。

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は特定農山村，過疎地域に指定されるなど農業生産活動に不利の地域で，農業者の高齢化が高い。また，田畑は林野に近接しており傾斜地が多く，農地の法面の崩壊を防ぐ必要がある他，年々鳥獣被害も増加傾向にあり，対策が望まれていたため，平成 12 年度から取り組みを開始した。

4 取組の成果・効果

- ・高齢化が進む中で，個人の活動では限界があるが共同活動に取り組むことにより，農地・農村の景観が維持されている。
- ・電気柵の設置によりイノシシによる被害が軽減し，農業者の耕作意欲の低下防止が図られている。
- ・農業後継者が就農できるような環境整備が図られるようになった。



水路の泥上げの実施



水路の草刈の実施

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

1. 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、県知事が特に定めた基準を満たす地域

2. 対象農用地

- ① 急傾斜地 (田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上)
- ② 緩傾斜地 (田：1/100以上、畑・草地・採草放牧地：8°以上)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①～⑤の基準に準じて、県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

4. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

5. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

中山間地域等直接支払制度の内容

集落協定について

● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の中で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
 - ・農用地の管理者及び受託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスタープラン
 - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
 - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)
以下の取組までを行う協定には
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスタープランの作成
- ② 農業生産活動等
 - 耕作放棄の発生防止活動
高年齢農家の農用地の賃借権設定、
法面保護・改修等
 - 水路・農道等の管理活動
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
(次のうち1つ以上を選択)
 - 国土保全機能を高める取組
周辺林地の管理等
 - 保健休養機能を高める取組
景観作物の作付け、
市民農園・体験農園の設置等
 - 自然生態系の保全に資する取組
魚類・昆虫類の保護等

通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には
通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等保全体制整備
- ② 農業生産活動等の継続に向けた活動
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

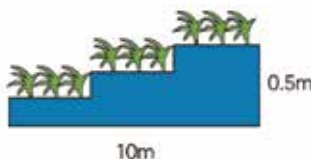
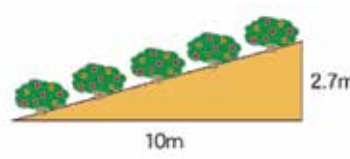
A 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産性の向上 (2つ以上を選択※取組の内容・条件により1つ以上の場合もあり) ・機械・農作業の共同化 ・高付加価値型農業の実践 ・農業生産条件の改良 ・担い手への農地集積 ・担い手への農作業の委託
B 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○女性・若者等の参画を得た取組 (1つ以上を選択) ・新規就農者による営農 ・農産物の加工・販売 ・消費・出資の呼び込み
C 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○集団的かつ持続可能な体制整備 ・協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1 ha 以上の団地、または集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものです。

○急傾斜地		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/20	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 15°	田	21,000 円
		畑	11,500 円
		草地	10,500 円
		採草放牧地	1,000 円

○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/100	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 8°	田	8,000 円
		畑	3,500 円
		草地	3,000 円
		採草放牧地	300 円

○小区画・不整形な田
○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）

● 加算措置（10a 当たり加算額）

①集落連携・機能維持加算	
ア 集落協定の広域化支援 地目によらず 3,000 円	複数集落（2 集落以上）が連携して広域の協定を締結し、中心的な役割を担う人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算
イ 小規模・高齢化集落支援 田 4,500 円, 畑 1,800 円	本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算
②超急傾斜農地保全管理加算	
田・畑 6,000 円	超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下、農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- ・ 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- ・ 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）

協定の認定（市町村→集落）

③ 活動の実施

- ・ 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

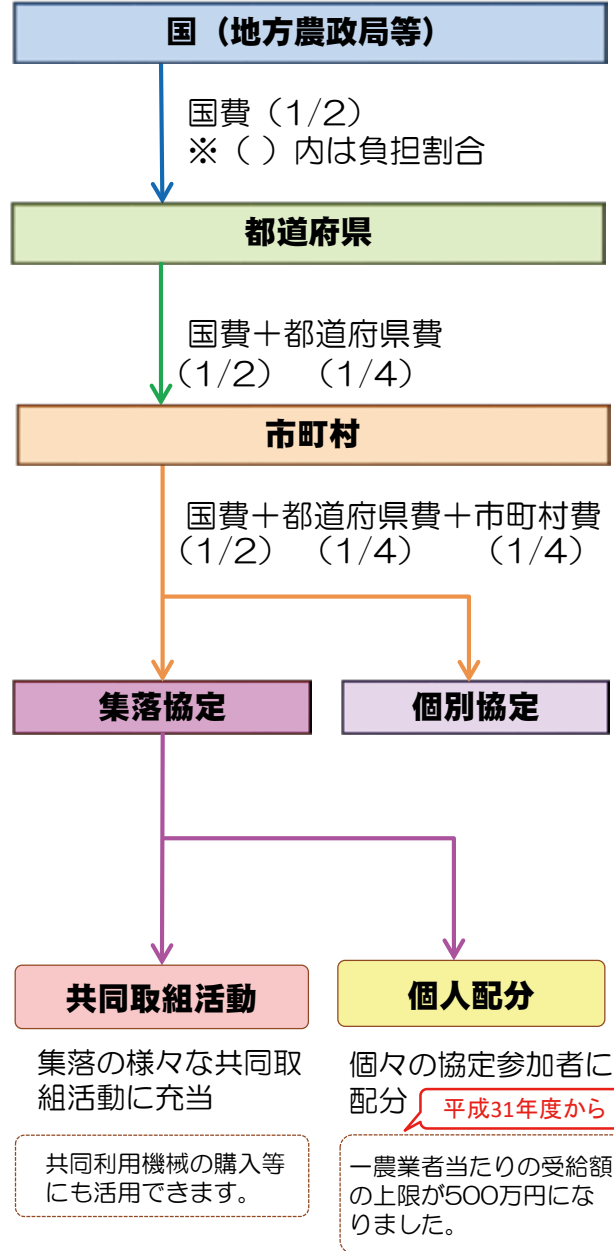
- ・ 市町村が活動の実施状況を確認します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）

☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、**交付金の早期交付を受けることができます。**

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域等直接支払制度の取組事例

① 農業生産活動を継続するための活動

水路の清掃



上ヶ穂集落（高萩市）

ワイヤーメッシュの設置



袋木屋実賀集落（常陸大宮市）

簡易な基盤整備



金谷中山間地域組合（笠間市）

② 多面的機能を増進する活動

周辺林地の草刈り



野口平集落（常陸大宮市）

堆きゅう肥の施肥



熊久保集落（大子町）

景観作物の作付



入郷集落（桜川市）

③ 制度を活用し適正に管理された中山間地域



熊久保集落（大子町）



下宮河内A集落（常陸太田市）



笠石集落（常陸太田市）



平成30年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成30年度は9市町で99協定、約557haの農用地を対象に約55,637千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

平成30年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	99	99	-	557	557	-	55,637	55,637	-
日立市	3	3	-	7	7	-	993	993	-
常陸太田市	40	40	-	177	177	-	23,147	23,147	-
高萩市	9	9	-	146	146	-	11,838	11,838	-
北茨城市	3	3	-	33	33	-	2,973	2,973	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	23	23	-	90	90	-	6,455	6,455	-
桜川市	3	3	-	42	42	-	2,835	2,835	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,943	1,943	-
太子町	11	11	-	18	18	-	3,810	3,810	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
557	549	110	423	16	9	4	5	0

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

集落協定の活動内容 (単位：件数)

農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	99
農道の管理	99
農地の法面管理	82
柵, ネット等の設置	63
賃借権設定・農作業委託	27
簡易な基盤整備	6
既荒廃農地の保全管理	5
担い手の確保	3
その他	3

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	69
保健休養機能	景観作物の作付	44
	体験民宿 (グリーン・ツーリズム)	1
自然生態系の保全	魚類・昆虫類の保護	2
	堆きゆう肥の施肥	3
その他活動		7

農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	1
	担い手への農地集積	3
	担い手への農作業の委託	3
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	67

※ B要件の取り組みは該当なし。

農業・農村の多面的機能とは

農業は私たち国民に大きな恵みをもたらします

日本の農業・農村は、「食」を支えているだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な働きを持っています。

このような様々な働きを「**農業・農村の多面的機能**」といいます。この「農業・農村の多面的機能」は、日本国民の大切な“財産”であり、これを維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要です。



その他の働き

農業・農村の多面的機能には、これまで紹介してきた機能以外にも、様々な働きがあります。

○暑さをやわらげる働き

田の水面からの水分の蒸発や、作物の蒸散により、空気が冷やされます。この冷涼な空気は周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。

○体験学習や教育の場としての働き

農村で、動植物や豊かな自然に触れることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。

○医療・介護・福祉の場としての働き

緑豊かな農村で、土や自然に触れ農作業を行うことは、高齢者や障がい者の機能回復などに役立っています。

○癒しや安らぎをもたらす働き

農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与え、心と体をリフレッシュさせます。

○有機物を分解する働き

田畑の土の中にいるバクテリアなどの微生物は、家畜の排せつ物や野菜のくずなどから作ったたい肥（有機物）を分解し、作物が養分として利用しやすい形に変えます。



水田・用水路での生物の観察



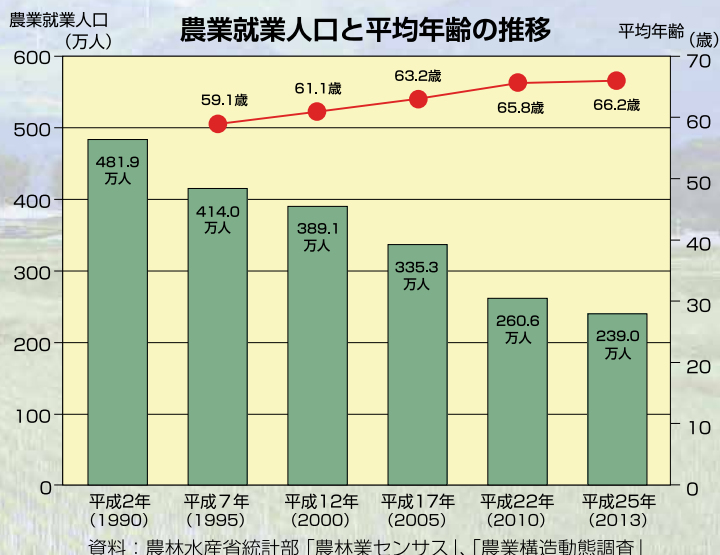
田植え体験

農業・農村の現状について

● 農業就業人口と平均年齢

農業就業人口(注1)は年々減少しており、平成25年には239万人となっています。一方、同人口の平均年齢は上昇傾向にあり、同25年には66.2歳となっています。

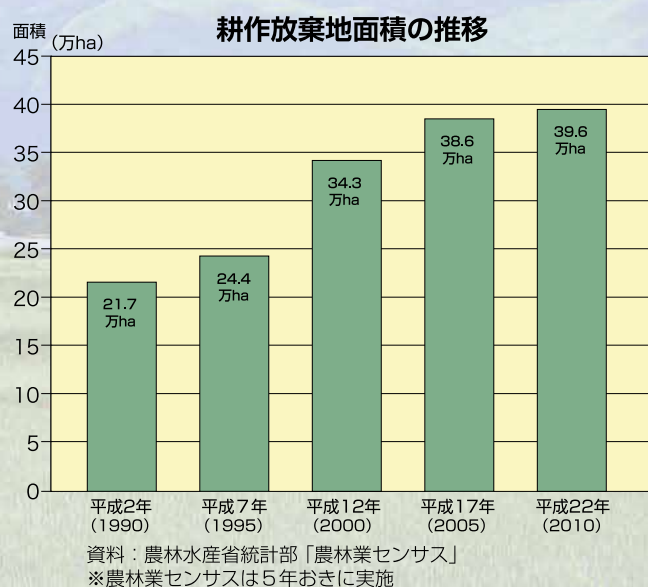
注1：「農業就業人口」とは、自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。



● 耕作放棄地面積

耕作放棄地面積(注2)は、農業者の減少や高齢化の進行等に伴い、平成2年から20年間で約18万ヘクタール増加し、平成22年には滋賀県の面積(注3)とほぼ同じ約40万ヘクタールへと拡大しています。

注2：「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地をいう。
注3：国土地理院「平成25年全国都道府県市区町村別面積調」



未来の農業のためにできること

● 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を目的に

農村地域の高齢化、人口の減少などで、農業生産に伴う地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、平成26年度から農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援制度「日本型直接支払制度」が始まりました。

～日本型直接支払制度～

多面的機能支払交付金

【農地維持支払】

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

【資源向上支払】

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。



水路の泥上げ



植栽活動

中山間地農業ルネッサンス事業とは

目的・趣旨

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれています。その一方で、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件をいかして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小にかかわらず意欲をもった前向きな経営者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、この制度により中山間地の多様な取組を後押しします。

支援事業の実施例

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業



中山間地における高収益作物への転換
棚田における保全体制の強化等を支援

(2) 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援



観光・福祉・教育等と連携した都市農村交流
農村への移住・定住に向けた取組を推進

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持



多面的機能支払交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業…等
国の支援事業による取組を推進

<対策のポイント>

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。(対象地域に指定棚田地域を追加)

1. 中山間地農業推進対策

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、収益力向上に向けた取組や棚田地域の保全・振興、事業間連携による相乗効果発現等の推進をモデル支援します。(中山間地農業ルネッサンス推進事業)
- 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。(地域密着型農業者等サポート体制強化事業)

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ(推進事業)> ※



<事業イメージ>

中山間地農業推進対策 【3.5億円】

- 計画策定・体制整備等を支援する中山間地農業ルネッサンス推進事業
元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押しし、優良事例の創出を加速
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠 252.5億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

[支援事業] 優先枠 優遇措置

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 持続的生産強化対策のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち
6次産業化施設整備、バイオマス産業都市施設整備
- ・ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

[連携事業] 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠 186.0億円

地域を下支え

[支援事業] 優先枠 優遇措置

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策(肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型))
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置等

※下線部は令和2年度拡充

事業対象地域の拡大

- 指定棚田地域、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農地を追加
対象地域(特定農山村、振興山村、過疎、半島振興、離島振興、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域)に棚田地域振興法に基づき指定される「指定棚田地域」を追加

推進事業による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地における高収益作物への転換や棚田地域の保全・振興の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
- 農業農村整備関係事業
(1) 農業競争力強化基盤整備事業
・ 農地整備事業(中山間傾斜農地型)について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%(その他の型においては50%)で実施
・ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更(10ha以上→5ha以上)
・ 水利施設等保全高度化事業(特別型)について、中山間地域等における受益面積要件を変更(20ha以上→10ha以上)
- (2) 農山漁村地域整備交付金
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上(その他地域においては50ha以上)で「保全対策型」を実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策(肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型))
新たに繁殖雌牛放牧に取り組みむ場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

上限事業費・交付率の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
上限事業費を1.3倍に拡大
- 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備
加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ(3/10→1/2)して実施

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
農泊推進対策で審査時に配慮
- 鳥獣被害防止総合対策交付金(うち整備事業)
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- 食料産業・6次産業化交付金のうち
6次産業化施設整備、バイオマス産業都市施設整備
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和(平地:20%超→中山間地:4%超)等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更(「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」)
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件(技術指導等の「推進活動」)を免除

茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰【多面的機能支払交付金部門】受賞組織一覧表

	知事賞	茨城県土地改良事業団体連合会長賞	農林水産部長賞
第1回 (H20)	土師みずほの会(笠間市)	鹿島湖岸北部資源を守る会(鹿嶋市)	長田地域資源保全活動組織(常陸大宮市) 行戸・小幡資源保全環境保全隊(行方市) 釜井環境保全委員会(稲敷市) 本郷・水と緑の会(取手市) 下泉地区農村資源保全活動組織(桜川市) 森戸南部地域資源保全協議会(境町)
第2回 (H21)	川又地域資源保全向上活動組織(水戸市)	長戸北部資源保全向上活動組織(龍ヶ崎市)	上坏地区・ふるさと資源保全活動組織(城里町) 石滝清流会(高萩市) 手賀・資源を守る会(行方市) 百家地域資源保全向上活動組織(つくば市) 飯島地区農村保全協議会(筑西市) 岩井北部地区資源保全委員会(坂東市)
第3回 (H22)	原宿の環境をよくする会(笠間市)	明戸上口地区資源保全活動組織(つくば市)	岩崎地域資源保全向上活動組織(常陸大宮市) 久米地域農地・水・環境保全会(常陸太田市) 下幡木環境保全育成会(神栖市) 高田資源保全活動組織(稲敷市) 東町水と緑の里づくりの会(常総市) 長左エ門神殿集落資源保全隊(古河市)
第4回 (H23)	下石崎地域活動組織(茨城町)	瓜連環境保全クラブ(那珂市)	納場地区資源保全活動組織(小美玉市) 武井・志崎資源を守る会(鹿嶋市) 谷原西部活動組織(つくばみらい市) 町田自然を守る会(稲敷市) 赤須地区農村保全協議会(下妻市) 長須西部地域資源保全協議会(坂東市)
第5回 (H24)	平戸グリーンネット(水戸市)	谷河原洪井資源保全向上活動会(常陸太田市)	みどりネット錫高野活動組織(城里町) 吉川の自然を守り隊(行方市) 染谷地区資源保全活動組織(石岡市) 上条環境保全組合(阿見町) 中結城東部地区資源保全協議会(八千代町) 若林新田地域資源保全委員会(境町)
第6回 (H25)	岩間上郷地域ホルタル増やそうかい(笠間市)	下山川地区資源保全協議会(八千代町) 玉川沿岸地域資源保全活動組織(常陸大宮市)	津知・延方地域資源を守る会(潮来市) 東野寺地区資源保全活動組織(かすみがうら市) 押砂資源保全活動委員会(稲敷市) 新堀地区農村保全協議会(下妻市)
第7回 (H26)	上国井地域保全会(水戸市)	稲荷環境保全協議会(筑西市)	「富岡」里づくりの会(常陸大宮市) 門部鹿島環境保全会(那珂市) 羽生地区資源を守る会(行方市) 蓮沼・要保全活動組織(つくば市) 掛馬・島津環境保全活動組織(阿見町) 長谷地域資源保全委員会(坂東市)
第8回 (H27)	瓜連環境保全クラブ(那珂市)	押辺地区環境保全協議会(笠間市)	酒寄地区環境保全組合(桜川市) 左貫本郷環境保全会(大子町) 広浦・神山区の農地と環境を守る会(大洗町)
第9回 (H28)	みどりネット錫高野活動組織(城里町)	手賀・資源を守る会(行方市)	下野宮地区農地・水・環境保全会(大子町) 木原地区資源保全活動組織(美浦村) 西飯岡環境保全活動(桜川市)
第10回 (H29)	上河合農地・水保全管理組合(常陸太田市)	森戸南部地域資源保全協議会(境町)	南小泉水とみどりの会(笠間市) 一の瀬地域資源保全会(かすみがうら市)
第11回 (H30)	泉・南部巴川流域を守る会(笠間市)	潮来市北浦湖岸自然を守る会(潮来市)	下国井住環境保全の会活動組織(水戸市) 木田余地区資源保全会(土浦市) 沼尾自然を守る会(鹿嶋市) 小貫地域資源保全会(常陸大宮市) 借宿生子地区農村保全協議会(坂東市) 青古新田活動組織(つくばみらい市) 下山川地区資源保全協議会(八千代町)

茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰【中山間地域等直接支払制度部門】受賞集落一覧表

	知事賞	全国山村振興連盟茨城県支部長賞	農林水産部長賞
第1回 (H20)	秋山上・北方集落(高萩市)	※該当なし	平山集落(日立市) 東染集落(常陸太田市) 内野集落(北茨城市) 長田集落(常陸大宮市) 山口集落(桜川市) 北の根集落(城里町) 中郷集落(大子町)
第2回 (H21)	小木板谷集落(北茨城市)	付後沢集落(大子町)	下大門Ⅱ集落(常陸太田市) 大荷田集落(高萩市) 本戸南指原集落(笠間市) 本戸金谷集落(笠間市) 袋木・屋実賀集落(常陸大宮市) 小坂上集落(城里町)
第3回 (H22)	西河内中集落(常陸太田市)	秋山下集落(高萩市)	大岩D集落(常陸大宮市) 山口集落(桜川市) 仲郷集落(城里町) 桜町集落(大子町)
第4回 (H23)	※該当なし	千田D集落(常陸大宮市)	里美地区森久保集落(常陸太田市) 倉見集落(城里町)
第5回 (H24)	町屋集落(常陸太田市)	盛金1集落(常陸大宮市)	※該当なし
第6回 (H25)	小坂中集落(城里町)	寺前集落(常陸太田市)	三ツ木集落(常陸大宮市)
第7回 (H26)	里美地区笠石集落(常陸太田市)	入郷集落(桜川市)	三ヶ掛集落(大子町)
第8回 (H27)	下宮河内A集落(常陸太田市)	秋山中集落(高萩市)	鷺子柏木集落(常陸大宮市)
第9回 (H28)	熊久保集落(大子町)	上大門Ⅰ集落(常陸太田市)	野口平集落(常陸大宮市)
第10回 (H29)	金谷中山間地域組合(笠間市)	上ヶ穂集落(高萩市)	池亀五大力集落(桜川市)
第11回 (H30)	袋木屋実賀集落(常陸大宮市)	平山集落(日立市)	島名集落(高萩市)

多面的機能支払交付金制度の活用についてのお問い合わせ

- 県北農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 480 - 3350
- 県央農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 221 - 6636
- 鹿行農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 133 - 4120
- 県南農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 822 - 5045
- 県西農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 624 - 9241

中山間地域等直接支払制度の活用についてのお問い合わせ

- 県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL029 - 480 - 3301
- 県央農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL029 - 221 - 3012
- 県西農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL029 - 624 - 9164

茨城県農林水産部農地局農村計画課



〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029 - 301 - 4264

FAX 029 - 301 - 4169

ホームページ (いばらきの農村発見)

<http://www.pref.ibaraki.jp/nouson/>